

商事信託法研究会報告

（平成30年度）

令和元年11月

一般社団法人 信託協会

ま え が き

商事信託法研究会は、平成24年4月に、法学者と実務家が共同して、商事信託法制の総合的検討を行うことを目的として発足した。

本報告書は、平成30年度に取り扱った4つのテーマについて、研究会における議論を取りまとめたものである。平成30年度においても、理論的・実務的に重要なテーマを取り上げることとし、信託契約約款の変更に関係する局面、信託兼営金融機関が信託専門業務会社を子会社としようとする局面、信託報酬の受領の可否が問題となる局面、金融機関と民事信託との接点に関係する局面からそれぞれテーマを取り上げた。そして、各テーマについて、実態に即した研究を行うため、想定事例を策定して法的問題についての検討を行った。

本報告書の作成にあたっては、研究会において各テーマについて担当の研究者メンバーと実務家メンバーが報告を行い、メンバー全員による議論を行った上で、さらに研究会において取りまとめの方向性について審議し、報告書案を作成するという手順が取られた。

本報告書は、これまでの報告書と同様、公表することを予定している。本報告書が、今後、信託法制に関する研究と実務がいつそう拡大・深化するにあたって、広く役立つことを心から望むものである。

本研究会は、これまでの研究成果を礎に研究を継続している。引き続きメンバーの熱意ある議論を通じて、実り多い成果に結び付けていきたいと考えている。

商事信託法研究会
座長 神田 秀樹

商事信託法研究会参加メンバー

座長：学習院大学教授	神田 秀樹
顧問：東京大学名誉教授	能見 善久
座長代理：東京大学教授	神作 裕之
東京大学教授	道垣内 弘人
東京大学教授	沖野 眞己
東京大学教授	藤田 友敬
学習院大学教授	山下 純司
東京大学教授	垣内 秀介
学習院大学教授	小出 篤
立教大学教授	溜 箭 将之
東京大学教授	後藤 元
東京大学教授	加毛 明
三井住友信託銀行	堀田 あずさ
三井住友信託銀行	小山内 崇
三菱UFJ信託銀行	古手川 高志
三菱UFJ信託銀行	水田 直希
みずほ信託銀行	谷川 修一
みずほ信託銀行	野島 大樹
りそな銀行	田中 茂雄
りそな銀行	町田 勇気
信託協会	西川 紀之
信託協会	工藤 慶和
信託協会	関根 龍太郎

(令和元年11月1日現在)

— 目 次 —

民法（債権関係）改正が信託契約約款に与える影響	4
信託専門関連業務を営む子会社の業務範囲規制について	11
信託報酬を巡る法的論点の検討	18
民事信託をめぐる諸問題—受託者名義の預金口座に対する差押えおよび 職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担のあり方—	25

民法（債権関係）改正が信託契約約款に与える影響

目次

- はじめに
1. 現行法における信託契約約款の変更
 - (1) 「信託の変更」（信託法149条）
 - (2) 「定型的信託契約約款の変更」（信託兼営法5条）
 2. 民法改正が信託契約約款の変更にあつた影響
 - (1) 合同運用指定金銭信託約款の定型約款該当性
 - (2) 合同運用指定金銭信託約款と定型約款の変更
- i. 定型約款の変更に関する改正民法の規律
- ii. 改正民法548条の4と信託法149条・信託兼営法5条の関係
- iii. 改正民法548条の4第1項の「相手方」の意義
- iv. 重要な信託の変更にあつた場合
- おわりに

はじめに

平成29年（2017年）5月26日、債権法改正を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、定型約款に関する規定が新設された。改正後の民法（以下「改正民法」とする）548条の2以下には、定型約款の定義、定型約款による契約の成立、定型約款の変更等について規定が置かれている。

これらの規律のうち、とりわけ定型約款の変更に関するルールの解釈が、信託の実務に新たな問題を生じさせる可能性がある。信託契約約款の変更については、信託法149条の定める「信託の変更」、および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「信託兼営法」という）5条の定める「定型的信託契約約款の変更」という規律が存在するところ、民法改正がこれらの規律に及ぼす影響を与えるかが問題となる。

以下では、預金型の商事信託であり不特定多数の委託者から信託された金銭を合同運用する信託で用いられる「合同運用指定金銭信託約款」型⁽¹⁾の信託契約を念頭において、この問題を検討する。まず、現行法下での信

託契約の変更に関する規律を説明したうえで、民法改正がそれらの規律に及ぼす影響を与えるかについて検討することにした。

1. 現行法における信託契約約款の変更

(1) 「信託の変更」（信託法149条）

まず、信託法149条は、「信託の変更」に関する一般的な規定を設ける。信託法の立案担当者の説明によれば、「信託の変更」とは、「信託行為に定められた信託の目的、信託財産の管理方法、受益者に対する信託財産の給付内容その他の事項について、事後的に変更を行うもの」⁽²⁾とされる。信託契約約款は約款を用いた信託契約であり、信託契約は信託行為の1つであるから（信託法2条2項1号）、信託契約約款を変更するには、信託法149条が定める「信託の変更」の要件に従わなければならないことになる。

信託法149条は、信託の変更に、原則として、委託者、受託者、受益者の合意が必要とする（1項）。一般に、契約当事者が合意をすれば契約を変更できると解されていることと比較すると、信託契約の当事者である委

託者と受託者の合意のみならず、受託者と受益者の合意および委託者と受益者の合意が信託の変更が必要とされるので、信託法149条は契約の変更に関する要件を加重するものとも考えられる。しかし、受益者が信託における利益の享受主体であることに鑑みれば、信託の変更は受益者の合意を要すると考えることには合理性があると考えられる⁽³⁾。また、第三者のためにする契約において、受益者の権利の発生後は、契約当事者のみの合意によって、受益者の権利を変更・消滅させることができないとされていること（改正民法538条1項）と平仄がとれたものといえる。

このような理解によれば、信託法が149条を設ける理由は、むしろ第2項以下に存するものと考えられる。すなわち、①「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」には、受託者および受益者の合意、②「信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき」には、受託者による意思表示、③「受託者の利益を害しないことが明らかであるとき」には、委託者および受益者の合意（に基づく受託者に対する意思表示）、④「信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき」には、受益者の（受託者に対する）意思表示によって、信託の変更を可能にすることとし、信託当事者の利益を適切に保護しながら、信託の変更を柔軟かつ迅速に行うことができるようにするのである。

(2) 「定型的信託契約約款の変更」（信託兼営法5条）

次に、信託兼営法5条は、信託業務を営む金融機関が、多数人を委託者または受益者とする定型的信託契約（貸付信託または投資信

託に係る信託契約を除く）について約款の変更をしようとするときは、㉞「当該定型的信託契約における委託者及び受益者のすべての同意を得る方法」のほか、㉟「内閣総理大臣の認可を受けて、当該変更に関する委託者又は受益者は一定の期間内にその異議を述べるべき旨を公告する方法」によることができることを定める（同条1項）。信託法149条と比較すると、まず、㉟の方法が認められる点に特色がある。㉟の方法による場合、当局による承認を得て公告することによって、私法上の効力が当然に生じるものと解されている⁽⁴⁾。

また、㉞の方法についても、信託法149条1項が、受託者・委託者・受益者の三者合意を要求するものと読めるのに対して、この場合には、受託者による約款変更の申出に対する委託者および受益者の同意が要件とされており、委託者と受益者の合意は問題とされていない点に特色がある。約款が当事者の一方（受託者）が用意するものであることを踏まえた規定と理解することができる。

信託兼営法5条は、旧信託法（大正11年法律第62号）のもとで、簡易な約款変更手続を認める規定として、当初、軍需金融等特別措置法17条として制定された⁽⁵⁾。軍需金融等特別措置法は昭和20年（1945年）に改正され、銀行法等特例法となった後に、昭和56年（1981年）の銀行法改正にあたって廃止されたが、簡易な約款変更手続を認める規律は、合同運用指定金銭信託のために信託兼営法（当時）に5条の3を新設する形で引き継がれた。現在の条文は、平成18年（2006年）の信託法の全面改正に伴う改正後のものであり、この改正の際、認可および公告を行う方法に加えて、委託者および受益者のすべての同意を得る方

法が追加された。

以上の経緯も踏まえると、信託兼営法5条は、定型的信託契約約款について、信託法149条とは異なる信託変更の方法を認めた規定であると考えられる。また、信託兼営法5条は、信託法149条による信託の変更を禁止するものではなく、いずれの方法を採るかについて、受託者は、選択することができるものと解される⁽⁶⁾⁽⁷⁾。定型的信託契約約款は、認可の対象でないのであるから、本来、変更についてのみ認可・公告という手続を求める必要はないと思われるところ、あえて、認可・公告という規律（㉔の方法）を定めているのは、同項による信託の変更が簡易な方法による特別なものであることを前提にしていると思われるからである（なお、貸付信託法4条・5条参照）。

2. 民法改正が信託契約約款の変更に及ぼす影響

(1) 合同運用指定金銭信託約款の定型約款該当性

改正民法は、まず、定型約款に関する規律の適用範囲を明確にするため、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」を「定型取引」と定義したうえで、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を「定型約款」と定義する（改正民法548条の2第1項）。

合同運用指定金銭信託の受託者となる信託銀行は、不特定多数の委託者との間で「指定金銭信託（一般口）」にかかる取引を行い、

また、合同運用指定金銭信託は預金型の商事信託であって取引内容が画一的でなければ信託の目的（金銭の利殖）を実現できないから、画一的であることに合理性があるといえ、定型取引に該当する。そして、信託銀行は、合同運用指定金銭信託約款を、契約の内容とすることを目的として準備しているのだから、当該信託約款は、改正民法548条の2第1項にいう「定型約款」に該当するものと解される⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

(2) 合同運用指定金銭信託約款と定型約款の変更

i. 定型約款の変更に関する改正民法の規律

改正民法は、定型約款を利用して締結された契約について、定型約款準備者は、相手方の同意を得ることなく、一方的に契約内容を変更（定型約款の変更）することを認める。その実体的要件として、①「定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき」であるか、②「定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」のいずれかに該当することが必要とされる（改正民法548条の4第1項）。また、手続的要件として、定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨および変更後の定型約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知することが要求される（同条2項）。②の要件による変更の場合は、効力発

生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じないものとされる（同条3項）。

ii. 改正民法548条の4と信託法149条・信託兼営法5条の関係

前述のように、定型信託契約約款の変更について定める信託兼営法5条は、信託法149条による信託の変更を禁止するものではなく、いずれの方法を採るかについて、受託者は、選択することができるものと解される。このことを前提として、改正民法が定型約款の変更に関する規律（改正民法548条の4）を新設したことがいかなる影響を与えるかが問題となる。

この問題について、仮に、改正民法548条の4が定型約款の「変更」に関する（強行的性格を有する）規定であると理解すれば、定型約款に該当する信託契約約款を変更するためには、必ず改正民法548条の4の要件を充たす必要があると考えることになる。その結果、信託法149条による信託の変更および信託兼営法5条による定型信託契約約款の変更についても、改正民法548条の4の要件充足が必要となる。

しかしながら、まず、信託兼営法5条1項が、あえて簡易な約款変更方法（①の方法）を明文で認めたことに鑑みると、同項による約款の変更の場合に、改正民法548条の4の要件充足が必要とされるものと解するのは妥当でないと思われる。また、信託法149条が、信託の特色を踏まえて、通常の契約の変更とは異なる規律を、信託の変更について規定していることからすれば、むしろ、信託法149条（および同条を前提とする信託兼営法5条）の要件充足において、改正民法548条の4が

適用されるか否かを問題とすべきものと考えられる。すなわち、信託法149条1項にいう「委託者、受託者及び受益者の合意」、および信託兼営法5条にいう「当該定型信託契約における委託者及び受益者のすべての同意」(⑦の方法)という要件の判断において、改正民法548条の4の要件が満たされているときは、当事者の「合意があったものとみな」されることになるので、これらの規定の要件が充足されることになるかが問題となるのである。

iii. 改正民法548条の4第1項の「相手方」の意義

この問題を考えるうえで重要なのが、改正民法548条の4第1項本文および第1号にいう「相手方」の意義である。信託契約の当事者は委託者と受託者であり、受託者である信託銀行が「定型約款準備者」であるから、「相手方」は委託者ということになる。もちろん、当初の委託者が事後的に委託者としての地位を喪失する場合があります、そのときは、委託者の契約上の地位を承継した者が「相手方」に該当する。

これに対して問題となるのは、受益者が「相手方」に該当するか否かである。確かに、受益者は信託契約の当事者ではない。しかし、第三者のためにする契約において、受益の意思表示（現行民法537条2項・改正民法同条3項）によって第三者の権利が発生すると、契約当事者（要約者・諾約者）は第三者の権利を変更し、または消滅させることができなくなるものとされる（現行民法538条・改正民法同条1項）。そして、信託法149条が、このことを踏まえたうえで、信託の変更について、利益享受主体である受益者に、契約当事者に比肩する地位を受益者に認めていたこと

は、前述の通りである。そうすると、少なくとも信託の変更に関しては、受益者が改正民法548条の4第1項本文および第1号の「相手方」に該当することを肯定してよいものと解される。

以上を前提とする場合、まず、定型的信託契約の変更については、信託兼営法5条1項の「委託者及び受益者のすべての同意を得る方法」(㊦の方法)の解釈に際して、定型的信託契約の変更が委託者・受益者の一般の利益に適合するとき、または、変更が、契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更についての定めの有無などに照らしたときの合理性が肯定されるときには、改正民法548条の4第1項により、委託者の「同意」および受益者の「同意」が擬制されることになり、信託兼営法5条1項の要件が充足されることになる。

次に、定型的信託契約に該当しない信託の変更については、信託法149条の解釈に際して、改正民法548条の4の適用が問題となる。まず、信託の変更が「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」には、受託者と受益者の合意によって信託の変更が可能であるところ(信託法149条2項1号)、改正民法548条の4の要件が充たされる場合には受益者の「合意」が擬制されるので、受託者は受益者の個別の同意を取得することなしに、信託契約約款を変更することができる(そのうえで、改正民法548条の4第2項・第3項の定める手続を履践することが必要になる)。

次に、信託法149条1項に基づく信託の変更については、受託者・委託者・受益者の三者合意が必要とされる。それゆえ、改正民法548条の4が適用される場合に、受託者と受益者の合意および受託者と委託者の合意に加

えて、委託者と受益者の合意が擬制されるかが問題となる。この点については、改正民法548条の4が、当事者の一方(定型約款準備者)が約款の変更をしようとする場合を念頭に置いた規定であることからすれば、三者合意が要求される場合に、定型約款準備者以外の当事者間の合意を含めて、当事者の合意を擬制してよいものと考えられる。実質的にみても、信託の利益享受主体である受益者との関係で、改正民法548条の4の要件が充たされるにもかかわらず、受益者と委託者の合意が擬制されないことを理由として、信託契約約款の変更を否定する理由はないものと解される。

iv. 重要な信託の変更に該当する場合

もっとも、信託契約約款に対する改正民法548条の4の適用には一定の制限があることに注意を要する。信託の変更が「重要な信託の変更」に該当する場合、受益者保護の観点から、受益者は、受益権取得請求権を行使することによって合理的な対価を得て信託関係から離脱することができる(信託法103条)。また、信託業法29条の2は、信託の変更にまず信託法149条のルールが適用されることを前提に、「重要な信託の変更等」を行う場合に公告または催告の義務があること、過半数の異議など一定の場合には「重要な信託の変更等」を行ってはならないことなどを規定する。信託契約約款の変更について改正民法548条の4を適用できる場合であっても、これらの規定が適用されることになるのである(もっとも、重要な信託の変更について、そもそも改正民法548条の4の実体的要件を満たす場合があるかという疑問もある)。なお、信託業法29条の2第1項から第3項の適用が

ないとされている第4項各号の場合は、受益者集会の多数決等による場合であるため、改正民法548条の4の方法による信託契約の変更はできない。

おわりに

以上では、民法改正が、信託法149条の定める「信託の変更」および信託兼営法5条の定める「定型的信託契約約款の変更」の規律にいかなる影響を与えるかという問題を取り上げて検討し、不特定多数の委託者から信託された金銭を合同運用する信託で用いられる「合同運用指定金銭信託約款」型の信託契約約款については、引き続き、信託法149条および信託兼営法5条のいずれの方法によっても変更することができるとした。また、改正民法548条の4の要件を充足することにより、委託者および受益者の合意があったとみなして信託を変更することができるとした。信託業法における重要な信託の変更に関する規律の適用関係など、引き続き、残された問題について検討することとしたい。

【注】

- (1) 信託契約の約款は、(i) 預金型の商事信託であり不特定多数の委託者から信託された金銭を合同運用する信託で用いられる「合同運用指定金銭信託約款」型のもの、(ii) 信託契約は単数で受益者が多数の投資信託で用いられる「投資信託約款」型のものに大別される。本稿では、(i)のみを対象とする。「投資信託約款」型契約信託において、単数の委託者（兼当初受益者）と受託者との信託契約により信託を設定した後に受益権を分割（または受益権持分を譲渡）することによって受益者（受益権持分権者）が不特定多数の者となる場合については、信託契約の当事者はそれぞれ単数の委託者および受託者であるから、不特定多数の者を相手方として行う取引には該当せず、そこでの信託契約約款は、改正民法548条の2に規定する定型約款とならない。
- (2) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』339頁（商事法務、2008年）。
- (3) このような理解は、旧信託法下の学説において既に採用されてきたところでもある（四宮和夫『信託法〔新版〕』214頁（有斐閣、1989年））。
- (4) 金融法令研究会編『新銀行法精義』263頁-264頁（大蔵財務協会、1983年）。
- (5) 日本銀行調査局編『日本金融史資料昭和編第19巻』779頁（大蔵省印刷局、1967年）、大蔵省銀行局内金融法研究会編『新銀行法の解説』182頁、199頁（金融財政事情研究会、1981年）、大蔵省銀行局内金融法制研究会編『詳説新銀行法』226頁（時事通信社、1981年）、金融法令研究会編・前掲（注4）263頁-265頁など。
- (6) もっとも、指定金銭信託約款において、約款変更を信託兼営法5条1項の方法によってのみ行うという条項が存在する場合、信託法149条1項から4項による信託の変更を可能とするためには、当該条項の変更が必要になるものと考えられる。
- (7) なお、信託業法29条の2は、信託会社が重要な信託の変更等を行う場合の手續や信託会社が重要な信託の変更をしてはならない場合について規定する。そのことを前提として、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則24条1号は、信託兼営法5条1項に基づいて「定型的信託契約による信託」を変更する場合に、信託業法29条の2の適用を除外する。これは、信託兼営法5条1項の定める2つの方法が履踐されるのであれば、受益者の利益保護として十分であることを理由とするものと考えられる。そうだとすれば、合同運用指定金銭信託約款について信託行為に信託兼営法5条1項の規定する方法による旨の別段の定めがない場合に、信託法149条2項・3項に基づく信託の変更に関しては、信託業法29条の2の適用があると解される。また、信託法149条1項に基づく信託変更の方法と信託兼営法5条1項の規定する㉞の方法が同一であると解すれば、信託法149条1項に基づく信託変更の方法に関しては、信託業法29条の2の適用はないことになる。
- (8) 信託銀行の実務上、合同運用指定金銭信託で用いられる指定金銭信託約款の申込書に、教育資金の贈与や遺言代用信託に関する条項を内容とする定型的な特約を加えて契約を締結することがある。このように特約を付加した信託契約であっても、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であ

って、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」である限り、定型取引に該当し、その場合、特約を含む全体が定型約款に該当すると考えられる。

- (9) 委託者以外にも受益者、受益者代理人またはその他の者が当事者として合意する契約を定型取引とすれ

ば、委託者および受益者、受益者代理人またはその他の者を相手方とする定型約款となり得る。そのような例として、受託者が費用の償還を受益者から受ける旨の合意が考えられる（村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡『概説新信託法』154頁（金融財政事情研究会、2008年）参照）。

信託専門関連業務を営む子会社の業務範囲規制について

目 次

はじめに	れ保有（X信託銀行が過半数を保有）しようとする場合
1. 問題の所在	2. 検 討
(1) 銀行法における子会社業務範囲規制の概要	(1) 子会社業務範囲規制の趣旨に照らした検討
(2) 実務上、問題となる事例と具体的な問題点	① 信託専門関連業務会社との関連性
① 信託専門関連業務会社（A社）が信託専門関連業務会社（B社）の議決権を100%保有しようとする場合	② 他業禁止との関係
② 信託子会社等（C社）が信託専門関連業務会社（B社の議決権）を100%保有しようとする場合	③ 結 論
③ X信託銀行と信託専門関連業務会社（A社）が、信託専門関連業務会社（B社）の議決権をそれぞれ	(2) 信託専門関連業務子会社にかかる特則の廃止の可能性
	おわりに

はじめに

信託業務を営む銀行は、例えば買収した子会社を通じて、顧客に対し、グループとして金融サービスを提供することがある。一般に、銀行が子会社を持つことは、利用者利便の向上、グループ全体としての経営効率の向上などの観点から行われるが、銀行法は、銀行が子会社として保有することができる会社を限定列挙し、それ以外の会社を子会社として持つことを禁止している（子会社業務範囲規制）。この規制は、信託銀行にも当然に適用されるが、規制の趣旨に照らせば必ずしも問題がないと思われる買収が制約されることもある。

以下では、信託専門関連業務を営む子会社の業務範囲規制について、実務上、問題となりうる事例を挙げて、当該規制の見直しを含む立法論的な検討を行うこととしたい。

1. 問題の所在

(1) 銀行法における子会社業務範囲規制の概要⁽¹⁾

銀行法は、銀行本体の業務範囲を①固有業務（預金の受入れおよび資金の貸付け、為替取引）、②付随業務、③他業証券業（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）および④法定他業（「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」等の法律の定めにより行う業務）に限定した上で、他業を禁止している（銀行法10条～12条）。

また、銀行法は、銀行に対し、認められた業務以外の業務を行う会社への出資については、原則として議決権保有を制限する。すなわち、銀行については銀行持株会社とその子会社⁽²⁾の合算で15%超の議決権保有を原則として禁止する。他方、銀行は、銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者、金融商品仲介業者、保険会社等、信託会社、従属業務を営む会社、金融関連業務を営む会社、フィンテッ

ク企業を子会社としてその株式を所有することができる（銀行法16条の2）。これは、銀行本体に他業禁止が課せられているため、その趣旨に反しないように、子会社の業務範囲を限定したものである。

すなわち、仮に銀行が様々な業態の子会社を保有することができるとした場合、親会社は、子会社の議決権の過半数を保有することに伴い、子会社の意思決定に直接または間接に関与することができるから、形式上は別会社であるとしても、実質的に他業を営むことが可能となり、他業禁止の趣旨が没却されてしまう虞がある。そこで、銀行が子会社として持つことができる会社を限定する必要があるとされる。他方、子会社は、親会社である銀行とは別の法人格を備えており、独自のガバナンス構造を備え、万が一破綻した場合でも法的には親会社とのリスク遮断が図られている。このため、子会社が営むことができる業務は、銀行本体で営むことができる業務よりも広範囲なものとなっている。

「金融関連業務」とは、「銀行業、有価証券関連業、保険業、または信託業に付随し、または関連する業務」をいい、詳細は銀行法施行規則に定められている（銀行法16条の2第2項2号、銀行法施行規則17条の3第2項）。金融関連業務会社は、平成10年銀行法改正により、銀行の子会社とすることが認められることとなったものである。その根拠として、こうした業務を営む会社を子会社とすることは、銀行に対する他業制限の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から問題は少ないと考えられること、また、こうした会社を通じて金融に関連する多様な業務を展開することは、利用者利便の向上やグループ経営の効率化にも資すると考えられることが挙げられ

ている³⁾。

信託関連業務については、銀行は、信託専門会社すなわち信託業法上の信託会社であって信託兼営法上の信託業務を専ら営む会社（銀行法16条の2第1項6号）と、「従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社」として信託専門関連業務子会社を保有することができる（同条同項11号ト）⁴⁾。信託専門関連業務とは、「専ら信託業に付随し、又は関連する業務」と定義されている（銀行法16条の2第2項5号）。

銀行法施行規則では、信託専門関連業務として、①同規則2項35号から37号までに掲げる業務、②その他前号に掲げる業務として金融庁長官が定める業務および③前2号に掲げる業務に附帯する業務に係るものを定める（銀行法施行規則17条の3第5項）。①は、具体的には（イ）財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る）および当該業務に係る代理事務、（ロ）信託兼営法1条1項4号から7号までに掲げる業務、（ハ）信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く）の評価に関する業務である。（ロ）に該当する業務は、（i）財産に関する遺言の執行、（ii）会計の検査、（iii）財産の取得、処分または貸借に関する代理または媒介、（iv）財産の管理、財産の整理または清算、債権の取立て、債務の履行に係る代理業務である。

金融関連業務であって信託専門関連業務を営む会社については、当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行またはその子会社（信託子会社等を

除く）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有している会社を保有することができる（銀行法16条の2第1項11号ト）。銀行が信託兼営銀行である場合については、読替規定が置かれており、「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」と読み替えられる（同条12項）。

「信託子会社等」とは、① 信託兼営銀行、② 信託専門会社または信託業を営む外国の会社、③ ①または②に掲げる会社のみを子会社とする持株会社・外国の会社、④ その他の会社であって当該銀行の子会社である信託兼営銀行または信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定める銀行の子会社である（銀行法16条の2第2項8号）。

このように、現行法の下では、信託専門関連業務会社は「信託子会社等」に含まれていないため、信託専門関連業務会社は、信託専門関連業務会社を完全子会社として保有することはできない。そのため、信託兼営銀行は、信託専門関連業務会社を他の信託専門関連業務会社の完全親会社にするという形のグループを組成することができない。

（2）実務上、問題となる事例と具体的な問題点

例えば次の①のような事例は子会社業務範囲規制により禁止されるのに対して、②および③に挙げるような事例は許容される。なお、いずれの事例においても、次の前提を置く。

【前提】

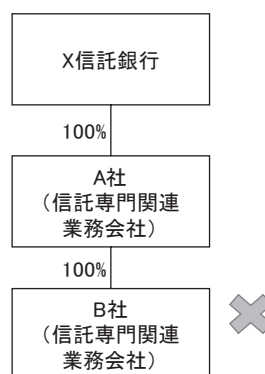
- ・ X信託銀行が、ファンド管理業務（信託専門関連業務）を専ら営む会社を買収して完全子会社化しようとするケース

＜ファンド管理業務の主な内容＞

- ・ 収益分配金の支払い
- ・ 受益者への各種レポーティング
- ・ 基準価額の計算
- ・ 運用者へのレポート作成 等

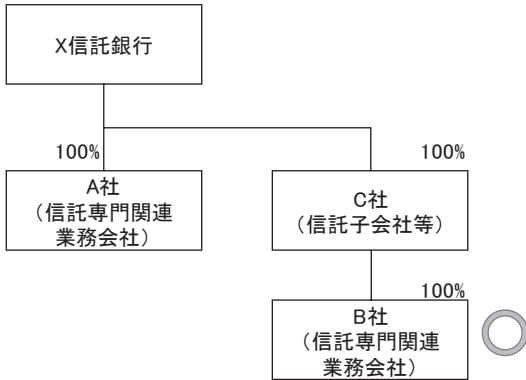
→これらの業務は、財産の管理に関する業務（銀行法施行規則17条の3第2項35号、同条第5項）として信託専門関連業務に該当すると考えられる。

- ① 信託専門関連業務会社（A社）が信託専門関連業務会社（B社）の議決権を100%保有しようとする場合



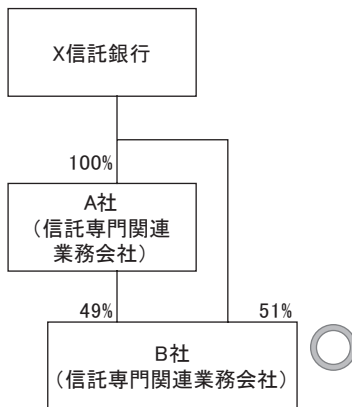
→A社は「信託専門関連業務会社」であることから、「信託子会社等」に該当せず、信託専門関連業務会社であるB社の議決権を100%保有することはできない。

- ② 信託子会社等（C社）が信託専門関連業務会社（B社の議決権）を100%保有しようとする場合



→ C社は「信託子会社等」であることから、信託専門関連業務会社であるB社の議決権を100%保有することができる。

- ③ X信託銀行と信託専門関連業務会社（A社）が、信託専門関連業務会社（B社）の議決権をそれぞれ保有（X信託銀行が過半数を保有）しようとする場合



→ X信託銀行がB社の議決権の過半数を保有していることから、X信託銀行はB社を子会社とすることができる。

前述の通り、信託専門関連業務会社は、信

託専門関連業務会社を完全子会社として保有することはできない。現状の規制のもとでは、信託兼営銀行が信託専門関連業務会社を複数買収する際には、都度、信託兼営銀行が議決権を、直接、保有する等の対応が必要となる。

特に、海外のファンド管理業務を行う会社を複数買収する際に、複数の会社を全て信託兼営銀行の直接の傘下とすることは、ガバナンスの観点で非効率的な場合もあると考えられる⁽⁵⁾。更に、仮に信託専門関連業務会社（A社）と信託専門関連業務会社（B社）が元から親子関係にある場合には、信託兼営銀行が両社を一括で買収することが実態に即しているが、銀行法上の制約によってできないことになる。このため、迅速な買収を行えないという問題や、資本構成の見直しに事務手続上のコストを要するという問題もある。

仮に銀行法上の「信託子会社等」の範囲に信託専門関連業務会社を含めることを内容とする改正をすることができれば、上記の問題は解消され、信託専門関連業務会社は信託専門関連業務会社を完全子会社化することが可能となる。以下では、上記の改正をすることについて銀行法上の問題がないか検討し、さらに、信託専門関連業務子会社にかかる特則の廃止の可能性についても検討する。

2. 検 討

(1) 子会社業務範囲規制の趣旨に照らした検討

① 信託専門関連業務会社との関連性

前述のとおり、信託専門関連業務会社に対する特則については、あくまで当該業務を営む会社（信託兼営銀行）との関連性があるゆえに、銀行グループの会社とすることが容認

されるとの趣旨を反映させたものであり、また、関連性については、資本関係のみによって判断される。

資本関係に着目するということは、議決権によるコントロール可能性に着目していることを意味すると思われるが、信託専門関連業務会社であるB社が、信託兼営銀行の完全子会社である別の信託専門関連業務会社であるA社の完全子会社である場合、信託兼営銀行がA社を介してB社をコントロールしているということができ、この場合にB社と信託兼営銀行との関連性がなくなると考える必要はない⁽⁶⁾。

このことを踏まえると、信託専門関連業務会社（B社）を信託専門関連業務会社（A社）が子会社として保有したとしても、信託専門関連業務会社（A社）の議決権は信託兼営銀行が100%保有していることから、信託兼営銀行と信託専門関連業務会社（B社）との関連性はなくなると考えられる。

② 他業禁止との関係

また、銀行子会社の業務範囲を制限する趣旨は、そもそも銀行の他業禁止の趣旨を踏まえたものであり、他業禁止の趣旨については(ア)本業に専念することによる効率性の発揮、(イ)他業リスクの排除、(ウ)利益相反の防止および優越的地位の濫用の防止にあると説明されている⁽⁷⁾が、銀行の他業禁止の趣旨に関してもそれぞれ以下のように考えられる。

(ア) 本業に専念することによる効率性の発揮

信託専門関連業務会社が信託専門関連業務会社を子会社化したとしても、信託兼営銀行の効率性が損なわれるものではなく、むしろ孫会社の管理を子会社に集約することにより

効率性が高まる場合もあると考えられる。

(イ) 他業リスクの回避

現状においても、信託兼営銀行が信託専門関連業務会社を銀行子会社とすることは可能であり、信託専門関連業務会社が信託専門関連業務会社を子会社化したとしても、信託兼営銀行が他業を営むことにはならない。

また、金融関連業務会社については、漠然と銀行グループのなかで活動しているというのでは一般業務会社性が強い⁽⁸⁾ともいわれるが、信託専門関連業務会社が信託専門関連業務会社を子会社とする場合には、一般業務会社性が強いとはいえないと考えられる。

(ウ) 利益相反の防止および優越的地位の濫用の防止

信託専門関連業務会社が信託専門関連業務会社を子会社化したとしても、信託兼営銀行とその顧客との間で、利益相反取引や優越的地位の濫用の虞が生じるとは考えにくいと思われる。

③ 結 論

以上からすれば、銀行法上の「信託子会社等」の範囲に信託専門関連業務会社を追加することは、銀行法の趣旨に照らして問題がないと考えられる。

(2) 信託専門関連業務子会社にかかる特則の廃止の可能性

金融審議会金融制度スタディ・グループ「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて」（平成30年6月19日）19頁では、銀行の業務範囲規制について、「本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境の変化に伴い、利用者ニーズを起点として、銀行や銀行グループが担うことが期待される

サービスの外縁が変容していくことが予想される。とりわけ、金融サービスと非金融サービスとの一体化が進み、両者の間の境界が曖昧になってきている中では、業務範囲規制の有効性や副作用について今日的な検討が必要になっているとも考えられる」という指摘もされているところである。今後、金融制度のあり方についての検討の進展も踏まえ、各専門関連業務を営む会社に対する制約を課すこと自体について見直しを行うことも考えられる。

そのような見直しのなかでは、例えば、信託兼営銀行が信託専門関連業務会社を子会社とする場合の特則を撤廃することも考えられる。この場合、従属業務を営む会社については、金融関連業務子会社の場合と同様に、銀行やその子会社との関連性を問題としつつ、その関連性については、資本関係ではなく、当該銀行やその子会社等から一定割合以上の収入を得ているか否かによって関連性を判断する形式が取られている（銀行法16条の2第1項11号・同第11項）。そこで、仮に信託専門関連業務子会社について特則を廃止とした場合に、従属業務を営む会社のように、信託兼営銀行や信託子会社等から一定割合以上の収入を得ていることを要求することになる可能性はあるかということが、論点となりうる。

この点について、信託専門関連業務子会社が信託業務と関連した業務を営むものであるという考え方からは、福利厚生業務や教育研修業務などのより一般的な業務内容を有する従属業務とは異なる扱いをすることが理論的であるといえる。また、信託専門関連業務の範囲が上述したように限定されていることからしても、実質的にも従属業務のような収入

依存度規制を課す必要はないと考えられる。さらに、平成28年銀行法改正により、金融グループの経営管理の形態はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たす「機能」を明確化し、持株会社が、金融グループにおける経営管理の充実を図るべきものとされた（銀行法16条の3、52条の21）⁽⁹⁾。具体的には、①グループの経営方針の策定およびその適正な実施の確保、②グループ内の会社相互の利益相反の調整、③グループの法令遵守体制の整備を義務付けられることとなった。他業禁止の趣旨が没却されないようなグループ管理がなされることが期待されているといえよう。

なお、平成28年銀行法改正により、グループ内外の決済関連事務等の受託を容易にするために、収入依存度規制の要件自体が緩和されている。すなわち、改正前の収入依存度規制においては、銀行の子会社・兄弟会社であって従属業務を営む会社については、①親銀行グループからの収入が、従属業務の種類毎に総収入の50%以上、②銀行に係る集団（親銀行グループを含む複数の銀行グループ）からの収入が、従属業務の種類毎に総収入の90%以上であった。ところが、平成28年銀行法改正により、①従属業務について、「主として当該銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行）の営む業務のためにその業務を営んでいる」という規定から、「主として」という文言を削除するとともに、②従属業務に関する収入依存度規制が定められている告示の改正により、銀行のシステム管理やATM保守等の業務については、収入依存度が50%から40%に引き下げられた（銀行法16条の2第1項1号、52条の23第10項）⁽¹⁰⁾。

おわりに

以上、信託専門関連業務を営む子会社の業務範囲規制について検討した。銀行法上の「信託子会社等」の範囲に信託専門関連業務会社を含めることを内容とする改正をすることには合理性があり、銀行の他業禁止の趣旨に照らして特段の問題はないと考えられる。また、今後の金融規制の見直しにより、仮に信託兼営銀行が信託専門関連業務会社を子会社とする場合の特則を撤廃するとした場合であっても、従属業務を営む会社のような収入要件を設ける必要はないと考えられる。

金融を取り巻く環境の変化に伴い、信託業務を営む銀行や銀行グループについても期待されるサービスが変容していくことが予想されるところであり、銀行等が期待される機能を発揮できるよう、適正な規制の見直しが期待される。

【注】

- (1) 子会社業務範囲規制に関する以下の説明については、主として池田唯一＝中島淳一監修、佐藤則夫編著『銀行法』236頁以下（金融財政事情研究会、2017年）によっている。
- (2) 銀行法上の「子会社」とは、「会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社」をいう（銀行法2条8項前段）。子会社として保有することができるかどうかという重要な判断の基準でもあることを踏まえ、明確性の観点から、子会社に該当するかどうかは、議決権の50%超とい

う形式的な基準で判断されることとされており、支配力等の実質基準で判断されるものではない。また、銀行が議決権を保有していなくても、銀行の子会社が議決権の50%超を保有している会社は銀行の子会社とみなされる（銀行法2条8項後段）。したがって、直接または間接に議決権の50%超を保有される会社は、たとえ何段階にわたる保有関係であっても、すべて銀行法上の子会社であることになるとされている（池田など監修・前掲（注1）238頁）。

- (3) 木下信行編『[解説]改正銀行法』183頁（日本経済新聞社、1999年）。
- (4) 信託専門関連業務は、平成16年に行われた信託業法の全面改正によって金融機関以外の事業会社による信託業への参入が認められたことに伴い、銀行子会社の業務範囲として認められたものである（神田秀樹＝小足一寿＝阿部泰久『新信託業法のすべて』160頁（金融財政事情研究会、2005年）[小足]）。
- (5) なお、金融庁の『主要行等向けの総合的な監督指針』V-3-3-4では、銀行の海外における子会社等の業務の範囲について、「国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある」とされている。
- (6) この点は、信託兼営銀行と信託専門関連業務会社の間介在する中間子会社が信託専門関連業務会社以外の信託子会社等ではない銀行子会社である場合にも当てはまる。
- (7) 池田など監修・前掲（注1）55頁-56頁。
- (8) 小山嘉昭『銀行法精義』341頁（金融財政事情研究会、2018年）。
- (9) 池田など監修・前掲（注1）11頁-12頁。
- (10) 「従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成14年3月金融庁告示第34号）」。

信託報酬を巡る法的論点の検討

一 目 次

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| はじめに | ① 信託銀行による基準価額の照合・通知等 |
| 1. 信託報酬の概要 | ② 費用相当額 |
| (1) 意 義 | ③ 報酬相当額 |
| (2) 信託報酬に関する考え方の変遷（歴史的経緯） | ④ 信託の終了・受託者の辞任等 |
| (3) 信託報酬と信託費用の差異 | 3. 信託終了後になされた信託報酬に関する合意の可否 |
| 2. 法令改正による体制整備と追加的な事務負担に関する報酬請求の可否 | など |
| (1) 想定事例（その1） | (1) 想定事例（その2） |
| (2) 問 題 | (2) 問 題 |
| (3) 検 討 | (3) 検 討 |
| | おわりに |

はじめに

信託の受託者にとって、信託報酬は信託財産から得ることのできる唯一の利益であるといえる。信託法は、「受託者の信託報酬」という独立の条文を設けているが（信託法54条）、同条は受託者が信託財産から信託報酬を収受できるのは商法512条の適用がある場合と信託行為に定めがある場合に限られるとする。

ところで、信託が長期に存続することを前提とすると、環境の変化等により、受託者が収受する信託報酬の水準が必ずしも適当でなくなる可能性がある。この場合において、信託の変更（信託法149条および150条）の方法による受託者からの信託報酬増額請求が認められるかどうか、それらの方法の限界、受託者による辞任（信託法57条）の可否、事情変更法理の適用可否等について、年金信託および金銭債権の信託を想定事例として検討する。

1. 信託報酬の概要

(1) 意 義

信託報酬とは、信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう（信託法54条1項括弧書き）。信託報酬は、職業受託者が受託者としての役務を提供するインセンティブになるものであり、また、委託者および受益者にとっても重要な要素である。一方、信託報酬は、本来、いわゆる自己取引であって受託者の利益相反の問題を生じさせる⁽¹⁾。

信託法は、受託者の無報酬を原則としつつ、例外として、営業信託については商法512条の適用を認め、また、信託報酬を受ける定めがある場合にも受託者は信託報酬を受領することができるとする（信託法54条1項）。

(2) 信託報酬に関する考え方の変遷（歴史的経緯）⁽²⁾

かつて英国における信託は「名誉」であると考えられ、受託者は報酬を受け取らないこ

とが原則とされていた（受託者無報酬の原則）。18世紀に入ると、信託設定証書に定めることにより受託者に報酬を与えていたという記録があり、19世紀には、引き続き受託者無報酬が原則とされつつも、信託設定証書に受託者に対して報酬を支払うことの明記がある場合、受託者はその定めに従って報酬を受領することができる、また、信託報酬の定めがあることが受託者の信託執行経費の弁償を受ける妨げにならないとされていた。

米国でも裁判所により受託者無報酬の原則が適用されてきたが、19世紀には、働く受託者に対しては報酬を支払うべきとの考え方が浸透し、受託者は信託設定証書に定められた報酬を受領するか、報酬はないと定められていない限り相当な報酬を受領することができるとの考え方が有力となったとされる。

(3) 信託報酬と信託費用の差異

信託報酬は、受託者が純粋な利得（営業上の利益）として受け取るものである点で、費用償還や損害賠償と区別される⁽³⁾。

また、受託者が信託報酬を受領する方法については、費用等の償還に関する規定が準用され（信託法54条4項が48条4項および5項、49条1項から5項、51条ならびに52条を準用）、また、委任契約における受任者の報酬に関する民法の規定（民法648条2項および3項ならびに648条の2）が準用される。さらに、個別の合意に基づいて委託者または受益者から信託報酬を受領することも認められる（信託法54条4項、48条5項）。これに対し、信託法49条6項および7項は準用されておらず、配当請求の際の優先権は認められない⁽⁴⁾など、信託法上、費用と報酬は区別して扱われる。

もっとも、費用の補償と報酬の請求は区別の難しい場合もあるとの指摘がある⁽⁵⁾。

2. 法令改正による体制整備と追加的な事務負担に関する報酬請求の可否

(1) 想定事例（その1）

金融商品取引法（以下「金商法」とする）および「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（以下「信託兼営法」とする）等の法令が改正され、年金基金等が投資一任業者に対し運用委託を行う場合において第三者によるチェックが有効に機能する仕組みを導入するため、投資運用業者が運用指図を行う年金特定金銭信託の受託者は、当該信託の信託財産にファンド等が組み込まれる場合、当該ファンド等のアドミニストレーターが算出した基準価額および外部監査者が作成した監査報告書を手入して、投資一任業者が顧客に交付した運用報告書に記載された基準価額を照合し、その適切性を確認したうえで、その結果を顧客に通知する等の体制整備を行う義務を負うこととなった⁽⁶⁾。

X信託銀行は上記の体制整備を行い、既受託の年金特定金銭信託（Mファンドが組み込まれている）についてMファンドの基準価額および投資運用業者Y作成の運用報告書を確認し、受益者であるZ年金基金に通知を行う等の事務を追加的に行うこととなった。X信託銀行は追加的負担に見合う信託報酬の増額をZ年金基金と交渉しているが、同基金の合意は得られそうにない。

なお、X信託銀行が本件対応に要したコストを本件年金特定金銭信託に割り当てると年額80万円となる⁽⁷⁾。また、X信託銀行は本件対応に見合う適正水準の利潤は年額20万円と

考えており、上記コストとの合計額100万円を信託報酬の増額により賄いたいと考えている。

(2) 問 題

以上の想定事例のもとで、信託法54条により、X信託銀行は、受益者の合意がなくとも、信託報酬の増額を行うことが可能か⁽⁸⁾。また、仮に信託報酬の増額が可能であるとして、その範囲はどのように考えるべきか。例えば、受益者に対して算定根拠を示せば、信託報酬として100万円全額が請求可能か、それとも、信託報酬は20万円として残りは費用償還請求によると考えるべきか⁽⁹⁾。

(3) 検 討

① 信託銀行による基準価額の照合・通知等

一般に、ファンドのアドミニストレーターが算出した基準価額や外部監査者が作成した監査報告書は、アドミニストレーターや外部監査者との契約に基づいて、ファンドを運営する管理会社に対して提供されるものであって、必ずしもファンドの受益者となった者に対して提供されるというわけではない。したがって、信託銀行は、信託財産の運用としてファンドの受益権を購入して受益者となった場合であっても、当然に基準価額・監査報告書を受領することができるわけではない。

信託銀行が基準価額の照合・通知等に関する体制整備義務を負うとされたのは、同時に行われた金融商品取引業等に関する内閣府令の改正により、投資一任業者が年金基金等からの受託資産にファンドを組み込む場合、受託者となった信託銀行が①ファンドの「基準価額」をその算出者（アドミニストレーター）

から直接入手できるようにする措置、および、②ファンドの「真正な監査報告書」を入手できるようにする措置等をとることとされた（金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項29号、130条1項15号）結果、信託銀行がアドミニストレーターまたは外部監査者から、直接、基準価額または監査報告書を受領できるようになることを前提とするものである。

法令改正がされた経緯に照らせば、信託銀行による基準価額の照合・通知等は、法令改正前からそのような事務を行う義務があったというわけではなく、法令改正によって新たに付加された信託事務であると解される。以下では、これを前提として検討する。

② 費用相当額

信託銀行が受託者となる場合に、信託兼営法等に従って信託事務を処理することは信託契約の前提となっていると解される。また、法令改正によって必要となった体制整備とそれに基づいて行われる追加的な事務負担は、第三者的な立場にある信託銀行が受益者である年金基金等のために行うものとして、信託事務の処理に該当すると考えられる。

したがって、これらに要したコストである80万円は、「信託事務を処理するのに必要と認められる費用」ということができ、X信託銀行は、信託財産から償還を受けることができると考えられる（信託法48条1項本文）。

③ 報酬相当額

その上で、上記の体制整備と事務負担に見合う適正水準の利潤として20万円の報酬を請求することができるかが問題となる。

一般論として、信託契約において、当初の

信託契約の段階では想定していなかった追加的な事務負担が発生したときに報酬を増額して支払うとする明文の定めがある場合には、受託者は追加の事務負担に見合う適正水準の利潤として20万円の報酬を請求することができると考えられる。ただし、受益者に対し、その額とその算定の根拠を通知しなければならない（信託法54条3項）。

なお、報酬増額に関する信託契約の定めがある場合、受託者は、80万円の費用の償還と20万円の報酬の増額を別立てで求めるのではなく、費用込みの相当額の報酬として100万円を請求することも排除されないと考えられる。しかし、この場合にも受益者に対して算定の根拠を通知することが必要となる（信託法54条3項）。そして、この通知が要求されている趣旨が受託者によるお手盛りの危険を防ぐ点にあることからすれば⁽¹⁰⁾、通知されるべき算定の根拠は、受益者においてその相当性を判断できる程度に詳しいものである必要があり、結局、コストと利潤の内訳を示すことになるように思われる⁽¹¹⁾。

以上に対して、信託行為に報酬増額に関する規定が存在せず、信託報酬が事務の内容とは無関係に確定額で定められているような場合には、委託者および受益者の同意を得て信託を変更しない限り、受託者は、追加の報酬を請求することはできないと考えられる⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

また、どのような内容の法令の改正があるかを予測することは困難であるとしても、一般に法令の改正によって事務負担が増える可能性があることは想定できるとすれば、事情変更の法理を援用することによって報酬の増額を求めることはできないと考えられる。

さらにまた、報酬に関する規定は「信託事

務の処理の方法にかかる信託行為の定め」ではないため、信託法150条（特別の事情による信託の変更を命ずる裁判）を適用することもできないと解される。

④ 信託の終了・受託者の辞任等

X信託銀行は、相当額の信託報酬が得られない場合、信託を終了することができるか（信託法54条4項、52条1項）。また、「やむを得ない事由がある」として裁判所の許可を得て辞任することができるか（信託法57条2項）。

受託者は、信託財産が信託報酬を受けるのに不足している場合には信託を終了させることができるものとされているが（信託法54条4項・52条1項）、これは受託者が信託報酬を請求できることを前提とした規定であるから、法令改正対応に見合う利潤としての20万円の報酬を請求できない場合に、そのことを理由として信託を終了させることはできない。

また、受託者は、「やむを得ない事由」がある場合には裁判所の許可を得て辞任できるが（信託法57条2項）、「やむを得ない事由」の例として挙げられているのは「受託者に信託事務を処理するに足る能力がなくなったとき（例えば、長期の入院を余儀なくされたなど）や、受益者との間の信頼関係が長期間にわたり損なわれており、その原因が受益者側に存するような場合など、任務の終了を認める客観的な必要性があり、かつ、受託者に特段の帰責性が存しない」場合であり⁽¹⁴⁾、法令改正対応に見合う報酬の増額が認められない場合がこれに当たるとは考え難い。

3. 信託終了後になされた信託報酬に関する合意の可否など

(1) 想定事例（その2）

委託者甲は受託者乙に対して金銭債権（当初額面1億円）を信託財産とする信託を設定した。その後、信託期間の満了により信託は終了することとなったが、信託期間中に受託者乙が回収した債権について、清算手続を終えてからも債務者から訴訟が提起される懸念がある。

そこで、信託期間中に信託財産内に積み立てた貸倒れ引当金相当額（1,000万円）を受託者乙が信託報酬として受け取り、その代わりに、信託清算終了後、受託者乙が訴訟等に巻き込まれ債務等を負担することになっても清算手続は再度やり直さないこと、受益者丙等に求償しないことを、信託期間の終了後、委託者甲、受託者乙および受益者丙間で合意した。

(2) 問題

上記の信託報酬にかかる合意および清算手続きをやり直さない等の合意については、信託の変更（信託法149条1項）として有効か、このような合意が受託者による損失補填の禁止（信託業法24条1項4号、信託兼営法2条1項）の趣旨に抵触しないかということがあがる。また、仮に信託行為（信託契約）において同様の規定を設けていた場合（受益者の関与がない）でも同様に解することができるか⁽¹⁵⁾。

(3) 検討

清算受託者による最終計算を受益者が承認した後に信託財産責任負担債務が残っていた

ことが判明した場合、清算は終了していなかったことになり、清算受託者は当該債務を固有財産から弁済したあとで、残余財産受益者または帰属権利者に対して求償することになる⁽¹⁶⁾。

上記の合意は、1,000万円の報酬を受領する代わりに、受託者がこの求償権をあらかじめ放棄するものであり、事後的な求償等の手間を不要とする点で合理性があると考えられる。債権者との関係でも、全ての信託財産責任負担債務が全額弁済されているのであれば、問題はない。このような合意は、清算手続をやり直さない旨の信託の変更にかかる合意と見るのではなく、そのような合意を含む清算手続が行われたと見れば良いように思われる。

また、信託行為（信託契約）において委託者および受託者間において同様の規定を設けていた場合について、受託者の求償権の放棄は受益者にとって有益な取決めであり、その対価としての報酬と合わせて、信託行為であらかじめ定めておくことに問題はないと考えられる。この場合、清算手続終了時の貸倒引当金相当額といった形で報酬の算定方法が定められている場合にはそれによることになるが、そのような定めがない場合には、受託者はその額とその算定の根拠を受益者に対して通知することになる（信託法54条3項）。

このような信託契約の規定は、あくまで清算事務終了時の信託財産を前提とした残余財産の分配額を確定させるものに止まり、受益権についての元本（または一定額の利益）を保証・補填するものではないため、信託会社が受益者等に対して受益権について元本（または一定額の利益）を事前に保証し、または事後に補填することを禁止する信託業法24条

1項4号に違反するものではない。ただし、合意の時点では実際にどのような損益となるか不明であることから、貸倒引当金相当額の妥当性など、契約内容の審査は厳格に行われることが前提となるであろう。

おわりに

信託の期間中に当事者が予期していなかった事象が発生し、信託報酬が相当でない状況となることは、本稿で取り上げた以外にも生じうる。信託契約の作成にあたって、具体的な場面を想定して報酬の増減に関する定めを置くことが難しい場合もあると考えられるため、信託の期間を区切ることや、信託事務が変更された場合には協議する旨の定めを置くことによって対応することも考えられる。契約における手当をすることについては、様々な事情が存在しうるので、更にきめ細かな検討が必要になる。本稿がその一助となれば幸いである。

【注】

- (1) 小出篤「信託報酬について」『商事法・法人法の観点から見た信託』47頁（トラスト未来フォーラム、2014年）。
- (2) 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』273頁以下（弘文堂、2003年）、木南敦「受託者の報酬と信託執行費用に関する一考察」『信託法制の展望』126頁以下（弘文堂、2011年）など参照。
- (3) 小出・前掲（注1）48頁。
- (4) 道垣内弘人編『条解信託法』361頁（弘文堂、2018年）[大村敦志]、能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナーⅡ』371頁（有斐閣、2014年）[沖野眞已発言]。
- (5) 「たとえば、受託者が信託財産を自らの持つ材料で修理したような場合、材料費と受託者のかけた手間の両方が報酬の範囲内とされて当然の職務とされるか、報酬とは別に少なくとも材料費について何らかの費用補償が必要かは、必ずしも回答の容易な問題ではない」とされる。樋口・前掲（注2）229頁。
- (6) 信託兼営法施行規則22条9項等。齊藤将彦＝白川剛士＝上島正道＝山辺紘太郎「AIJ投資顧問事案を踏まえた内閣府令等の改正」商事法務1995号（2013年）参照。
- (7) システムの構築等を含めた体制整備等の費用をすべて客観的な資料に基づいて算定することが困難な場合もある。算定できたとしても、各信託がそれらの費用をどのように割り振られ負担すべきか、また、算定根拠をどこまで開示すべきか（開示できるか）という問題もある。
- (8) 報酬額について定めがない場合について「一つの参考となるのは米国である。（中略）そこでは、業界の習慣、受託者の技量・経験・能力、受託者としての義務に費やされた時間、信託財産の額と性質、信託管理のための困難・責任・危険の程度、他の者によって提供されたサービスの性質と費用、受託者の履行した職務の質、といった要素が、裁判所による『合理的（reasonable）』な報酬額の決定の判断要素となる」（小出・前掲（注1）58頁-59頁）。
- (9) 信託銀行が使用する契約書においては、当事者の予測できないイベント等に対応して信託報酬を見直す旨の規定を設けることは少ないと思われる。通常は、信託事務費用で請求可能なものは当該費用として償還請求するか、または、一般的な協議条項（例えば「この契約の実施に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により決定するものとします。」等）により関係者との協議、合意形成を通じて対応することになると思われる。
- (10) 村松秀樹＝鈴木秀昭＝三木原聡＝富澤賢一郎『概説新信託法』164頁（金融財政事情研究会、2008年）。
- (11) 信託行為において総額方式で定められた報酬については、その総額について委託者の同意があるからであり、事後的に追加請求する額について合意がない場合と同様に考えることはできない。
- (12) 信託報酬の増額については、委託者・受益者と受託者との利害が対立しうるため、「信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである」として、受託者が一方的に変更することができる場合（信託法149条2項2号）には当たらないと解される。
- (13) なお、信託報酬の定め次第では、報酬増額に関する規定が存在しないとしても、受託者が信託銀行である場合には、商人がその営業の範囲内で他人のためにした行為について相当な報酬の請求を認める商

法512条を適用する余地が一般論としてはあり、同条は報酬が約定されていない場合を念頭に置いた規定であると解されていること（田中誠二＝喜田了祐＝堀口亘＝原茂太一『コンメンタル商行為法』108頁等（勁草書房、1973年））からすれば、信託報酬の定め範囲外と理解される追加的業務について報酬を受領できると考えられる（そのような業務を事務管理的なものとみた上で商法512条によって信託報酬を受ける余地を指摘するものとして、小出・前掲（注1）71頁注71）。その場合、追加的業務が

他人のためにした行為といえるかどうかということ、相当な報酬の額が問題となる。

- (14) 村松など・前掲（注10）180頁。
- (15) 「当該信託行為における定め有効性自体に疑義があるといえるのであれば、その無効を主張することは私法の一般原則から妨げられないと考えられる」（小出・前掲（注1）63頁）。
- (16) 道垣内弘人『信託法（現代民法別巻）』423頁（有斐閣、2017年）。

民事信託をめぐる諸問題—受託者名義の預金口座に対する差押えおよび職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担のあり方—

目 次

はじめに	のあり方
1. 受託者名義の預金口座が差し押さえられた場合における金融機関の対応	(1) 想定事例
(1) 想定事例	(2) 共同受託者の契約責任
(2) 問題の所在	(ア) 問 題
(3) 前 提	(イ) 検 討
(4) 検 討	(3) 共同受託者の不法行為責任
① 信託法23条1項に違反して差押えがされた場合の法律関係	(ア) 問 題
(i) 有限責任との関係	(イ) 検 討
(ii) 差押禁止債権に対して発せられた差押命令との関係	① XおよびYが負う債務の内容
(iii) 結 論	② XおよびYが固有財産でZに賠償した場合の求償
② 銀行が預金者である受託者にアドバイスする法的義務を負うことがあるか	③ XおよびYが負う債務についての引当財産の範囲
2. 職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担	(4) 小 括 おわりに

はじめに

近時、たとえば、親族の認知能力の減退への備えや生活支援のため、一定の財産についての管理や給付を行うこと等を目的に、自然人が受託者となって設定される民事信託が増加している。金融機関との関わりで言えば、現状としては、個人である受託者が金銭の管理のために銀行預金を利用するケースが多いと考えられる。その場合、分別管理や倒産隔離を確保する等の目的から、受託者の固有財産とは別の「信託口座」が金融機関に開設されることがある。「信託口座」については、受託者の債権者による預金債権の差押えがあった場合に、受託者に対する債権が信託財産責任負担債務に係る債権であるか否かが明ら

かではないことから、かかる状況における金融機関の対応が問題となる。

また、今後、民事信託の当事者（委託者・受益者）の意向により財産の管理の一部を信託銀行等に委ねたいというニーズが一定程度考えられ、その場合の方法として信託銀行が個人受託者とともに職務分掌型の共同受託者として信託を引き受ける方法が考えられる。この方法のもとでは、様々な法的問題があるが、その中でも重要な問題として、共同受託者となった信託銀行と個人受託者の役割・責任をどのように分担させることができるのかということがある。

それぞれ独立した問題であるが、以下、順番に検討する。

1. 受託者名義の預金口座が差し押さえられた場合における金融機関の対応

(1) 想定事例

個人であるAは、信託の受託者であるところ、金融機関Bに対して自らが受託者であることを信託契約書の写しを提出することをもって明示し、Bから普通預金口座の開設を受けた。口座名義は「〇〇（委託者名）信託受託者A」である。Aは、信託財産のためにする意思をもって当該口座（以下「信託口座」という）に金銭を預け入れた。

Bは、裁判所からAを差押債務者、受託者であるA個人に対する債権に係る債権者Cを差押債権者、Bを第三債務者とする債権差押命令を受けた。なお、Bは、CがA個人に対する債権者であることを知らないものとする。

(2) 問題の所在

CはAの固有財産のみを責任財産とする債務に係る債権者であるから、Cの債権についてAの預金債権は責任財産に属しておらず、Cは信託財産に属する財産への差押えをすることができない（信託法23条1項）。したがって、上記の差押えは、信託法23条1項に違反するものといえる。しかし、銀行の実務において、債権差押命令を受け取った金融機関は、差押債権者が債務者に対して有する債権について、①信託財産責任負担債務に係る債権なのか⁽¹⁾、または、②受託者個人に対する債権なのか、通常は、判断することができない。

それでは、Bとしては、単にCに対して弁済してしまってよいだろうか。以下では、信託法23条1項に違反して差押えがされた場合の法律関係について整理し、その上で、Bが

受託者であるAに対して何らかの情報提供をする義務を負うことがないかについて検討する。

(3) 前提

債権差押命令申立においては、債権者、債務者、第三債務者、債務名義、強制執行の目的となる債権の表示、差し押さえる債権の範囲等が記載される（民事執行規則21条、133条）。

差し押さえる債権の範囲は、債権差押命令申立書の別紙として添付する差押債権目録に記載される。被差押債権が預金債権であり、預金種目、口座番号が明らかでない場合、一般的に以下のように記載される⁽²⁾。

差押債権目録

金 円

債務者が第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで
記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が複数あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

また、差押命令は、債務者および第三債務者に審尋しないで発する（民事執行法145条2項）とされているため、執行裁判所は、上記差押債権目録の記載の場合には、信託口座にある金銭が信託財産に属する財産であることを認識していないのが通常である。したがって、執行裁判所は、信託口座にかかる預金債権を被差押債権とする差押命令の申立であるか否か認識することなく、差押命令が発せられると考えられる。

(4) 検 討

① 信託法23条1項に違反して差押えがされた場合の法律関係

前述のとおり、Cの債権はAの固有財産のみを責任財産とする債務に係る債権であるから、Cの債権についてAの預金債権は責任財産に属しておらず、Cは信託財産に属する財産への差押えをすることができないため、当該差押えは信託法23条1項に違反する⁽³⁾。差押えが信託法23条1項に違反しているという

事情は、第三債務者であるBが差押えに応じずて弁済することに影響を及ぼすだろうか。

(i) 有限責任との関係

特定の債権について、その強制的実現のための執行拮取の対象が、法律上、債務者の責任財産に限定される場合、執行正本（債務主義または執行文）に有限責任の留保が（限定財産の明示により、または、破産管財人・遺言執行者など一定範囲の財産の管理人たる資格による債務者として）表示されていない限り、執行機関が有限責任性を顧慮する必要はなく、責任外の財産に対してなされた執行も当然には違法とならないとされる⁽⁴⁾。

信託の受託者が差押債務者となっている場合、前述のとおり、執行裁判所は信託口座にかかる預金債権を被差押債権とする差押命令の申立であるか否か認識することなく、差押命令が発せられるため、債務主義または執行文において、信託財産責任負担債務に係る債権かどうかや、受託者の資格が表示されることは、通常はないと考えられる。仮にそのような表示がある場合であっても、信託法23条1項に違反してされた差押えについては、執行それ自体が違法となるというわけではなく、受託者または受益者が第三者異議の訴えにより異議を主張することができる（信託法23条5項）ということのみである。そうだとすると、第三債務者としては、受託者または受益者から第三者異議の訴えが提起され、執行停止等がされない限り、差押えに応じ弁済しなければならない立場にあると解される。

(ii) 差押禁止債権に対して発せられた差押命令との関係

ところで、差押禁止債権に対する差押命令

については、これを一部無効とする議論がないわけではない⁽⁶⁾。仮に信託法23条違反の差押えを差押禁止債権に対する差押命令と同様に考えるならば、差押えは無効なものとして、第三債務者であるBの弁済が禁止される可能性がある。

しかし、差押禁止債権については、債務者の最低生活保障などの特殊な法政策的理由から差押えを一般的に禁止するというものであり（民事執行法152条など）⁽⁶⁾、信託法23条が、信託財産の独立性の現れとして、受託者の固有財産に対する債権者による信託財産に対する強制執行を禁止していることとはかなり性格が異なる。信託法23条違反の差押えについて、差押禁止債権に対する差押えと同列に扱うことはできず、当該差押えの効力が影響を受けることはないと解される。

(iii) 結 論

差押えが信託法23条1項に違反しているという事情は、第三債務者であるBが差押えに応じて弁済することに影響を及ぼさず、想定事例において、Bは、Cとの関係では、特段の対応をとることは不要であると考えられる。

ただし、BがAに対して預金債権の差押えを受けたことを通知し、何らかのアドバイスをする法的義務を負うことが考えられないわけではない。以下では、そのような例外的な場合について検討する。

② 銀行が預金者である受託者にアドバイスする法的義務を負うことがあるか

信託法23条1項に違反してされた差押えに対して、受託者が異議を主張することは、信託目的の達成のための行為であって、信託事

務執行であり、受託者は異議を主張する義務を負う（信託法29条1項）⁽⁷⁾。一方、第三債務者は、異議の訴えを行う当事者ではないから、受託者や受益者が異議の訴えを提起し、かつ執行停止等の仮の処分がなされた旨の通知書を受け取ってはじめて執行が停止したことを知ることができる（民事執行規則136条2項）。差押債権者との関係では、当該通知書を受け取った後は、執行停止が効力を失うまで弁済せず単に待機していればよく、その間に異議の訴えにおける判決が確定し取消が決定した通知を受け取った後は（民事執行規則136条3項）、引き続きAに対し弁済する義務を負う。なお、差押命令が受託者に送達された日から1週間を経過するまでに、受託者による異議の訴えと、それに続く執行停止等の仮の処分がされない場合、差押債権者は取立権を取得する（民事執行法155条1項）。

ただ、Bが異議の訴えを提起して執行が停止されない限り、信託財産が払い出されてしまい、最終的には受益者に損害が生じる。そこで、信託口座を開設したBが、例えば、速やかに異議の訴えの提起を検討すること、および、執行停止等の仮の処分を求めることを促さなければならない法的義務を負うことがあるだろうか。

預金契約上、預金債権の差押えを受けた銀行が差押債務者に対して通知をする義務があるとは一般的には解されていない。たとえ銀行が信託口座という肩書付の口座の開設に応じ、口座管理にかかる手数料を収受しているとしても、そのことから、直ちに、預金契約上、預金者の受託者としての業務にかかるアドバイスをする法的義務を負うとも言えないであろう。

ただし、銀行が収受する信託口座の手数料

や口座管理手数料が、通常の口座と比べて非常に高額であり、何らかのサービスの提供を前提としない限り説明がつかない（口座の管理に要するコストだけでは説明がつかない）場合には義務を負うと認定されることがありうる。また、日常的に、受託者に対してアドバイスをしている場合には、そのことと手数料の額とあいまって、預金契約上、預金者の受託者としての業務にかかるアドバイスをする法的義務を負うと認定される蓋然性が高まると考えられる。

なお、仮にこの種のアドバイスをする法的義務が、預金契約上、あるとしても、その内容は「あなたの預金がCから差し押さえられた。もし当該預金が信託財産であり、またCの債権が信託財産責任負担債務である場合には、この差押えは信託法23条1項に違反している。しかし、有効に差し押さえられた以上、第三者異議の訴えを起し、かつ執行停止の仮処分を得る等、適切に対処していただきたい。特段の対処がされない場合にはCに支払わざるを得ない」旨を警告し、必要であれば弁護士に相談することを勧めるといった程度で足りると解される。

以上を踏まえると、信託口座の開設に応じる銀行は、対価を取って受託者に対して信託事務処理に関する何らかのアドバイスを行う場合には、上記の差押えを受けた場合の銀行の対応も含め、業務として提供する範囲を予め明確にしておくことが適切であると考えられる。

2. 職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担のあり方

家族間で設定される信託においても、職務

分掌の定めのある共同受託者のある信託が利用される可能性が考えられる。以下では、信託銀行が、職務分掌型の定めのある共同受託の信託スキームとしてどこまで柔軟な商品設計ができるかという観点から、若干の問題となる点を検討したい。

(1) 想定事例

信託銀行Yは、顧客である個人Aから、Aの老後の資産管理のために、Aの子供であるXおよび信託銀行Yを共同受託者として、自らが所有する多数の土地・建物について信託を設定したいとの相談を受けた。Aによれば、土地の管理方法・用途は様々であり、駐車場・賃貸ビルとして管理しているものもあれば、山林もある。

AおよびXから提示された、信託の設定にあたっての主な条件は次のとおりである。AおよびXは、XがAに対して忠実義務を負い、Aの意向に沿った財産管理が確実に行われるようにするため、家族であるXも受託者としてスキームに関与することを強く希望している。また、Yが単独で契約締結等を行うことができるようにするため、以下のとおり職務分掌型の共同受託スキームを検討している。

i. 信託行為において職務分掌に関する定めを置く。

Aを委託者兼受益者とする。

XおよびYを受託者とし、それぞれの役割を次のとおりとする。

Yの役割：

不動産の維持・管理

例えば賃貸借契約や、不動産管理会社と不動産管理契約を締結することを含む。

不動産から得られる収益の管理・固

定資産税の支払等を含む計算事務
例えば受託者Y名義で自行に開設した預金口座に賃貸不動産借主からの賃料を受け入れ、入金が為されない場合に督促する。

Xの役割：

テナントの募集方針の決定、賃貸借契約締結の決定、および、受益権にかかる給付額の決定。

ii. 信託財産

Aが所有する不動産

iii. 信託終了事由

法定の終了事由のほか、委託者の死亡を終了事由とする。

iv. 信託報酬

XおよびYのいずれも、信託財産から適当な報酬を受けることができる。

(2) 共同受託者の契約責任

(ア) 問 題

上記(1)の条件のもとで信託が設定され、その後、Yが信託財産である賃貸ビルの一室を甲に賃貸することになり、Yが甲との間で賃貸借契約を締結したとする。

共同受託の信託においては、各受託者が信託財産のためにする行為について他の受託者を代理する権限を有する（信託法80条5項）。この代理権については、信託法の立案担当者によると「他の受託者の固有財産に対しても効果を帰属させるためには、対外的な執行行為をする受託者において、他の受託者を顕名することを要し、この顕名を怠ったときは、他の受託者の固有財産はもちろん、信託財産も責任財産とならない（すなわち、対外的な執行行為を行った受託者の固有財産のみが責任財産となる）」⁽⁸⁾が、「職務分掌の定めがあ

る場合には、各受託者は、対外的な執行行為を行うに当たり、顕名等の方法によって他の共同受託者があることを明らかにする必要はない。したがって、各受託者が信託財産のためにする行為については、職務分掌に関する信託行為の定めによって、各受託者に対し、信託財産が責任財産になるとの効果が生じる限度で他の受託者を非顕名で代理することができるという特殊な代理権が付与されると考えることになる⁽⁹⁾と説明されている。

このような説明からすると、Xは、Yが単独名義で締結した賃貸借契約に基づいて、甲に物件を使用収益させる債務や、物件について必要な修繕をする債務（民法601条、606条）などの賃貸人としての債務をYと連帯して負い、このXが負担する債務については信託財産の限度で責任を負うと考えられる（信託法83条1項2項）。

ただ、想定事例では、職務分掌により不動産の維持・管理はYが単独で行うこととされており、例えば、Xが物件を修繕することは想定されていない。そこで、Yが単独名義で締結した賃貸借契約であることをもって、甲からXに対して修繕の要請があった場合に、Xが何もしなくても免責されるとまで考えてよいのかが問題となる。商品設計という観点では、Xの免責を確実なものにしたいとする。

(イ) 検 討

共同受託の信託において、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帯債務者とされる（信託法83条1項）。しかし、第三者の側から、各受託者に対する債権を個別に放棄することは可能であると考ええる。

したがって、Xを賃貸借契約の当事者に入

れた上で、賃貸借契約において、甲がXおよびYに対して有する賃貸人の修繕義務（民法606条1項）に係る債権のうち、Xに対する債権については甲が放棄する旨の定めを置けば、上記のスキームが想定している効果が得られることが明確になると考える。

また、Xを当事者とせずに、Yと甲が締結する賃貸借契約において、同様に甲がXおよびYに対して有する賃貸人の修繕義務に係る債権のうち、Xに対する債権については甲が放棄する旨の定めを置いた場合であっても、受託者が2人以上ある信託においては、信託行為の別段の定めがない限り、第三者の意思表示はその1人に対してすれば足りるとされているから（信託法80条7項）、同様に上記の効果が得られることが明確になると考える。

(3) 共同受託者の不法行為責任

(ア) 問題

上記(1)の条件のもとで信託が設定され、その後、信託財産である賃貸ビルの瑕疵のために、第三者であるZが怪我をしたとする。また、Zが怪我をしたことによる損害の発生について、賃貸ビルのテナント、XおよびYに過失はなかったとする。

土地工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じた場合、占有者が損害を賠償する責任を負うが、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない（民法717条1項）。

ここで、仮にXおよびYが、信託の受託者としてではなく、例えばAとの委任契約により賃貸ビルを管理していたような場合には、上記のように賃貸ビルのテナント、Xおよび

Yに過失がなければ民法717条1項の責任を負うことはない。

これに対して、想定事例のように、AがXおよびYを共同受託者とする信託契約を締結し、XおよびYが当該契約に基づいて賃貸ビルを管理していた場合には、XおよびYは、賃貸ビルを合有するものとされる（信託法79条）。そこで、Zは、民法717条1項ただし書きに基づいて、XおよびYを相手として土地工作物の所有者責任を追及して損害賠償請求をすることが考えられる。

以下では、XおよびYが土地工作物の所有者責任を負うことを前提として、①XおよびYが負う債務の内容、②XおよびYが固有財産から賠償したときの求償、③XおよびYが負う債務の引当財産（信託法83条2項の第三者に対する債務に土地工作物の所有者責任が含まれるか）、④単独所有とする対応方法の可能性について検討する。

(イ) 検討

① XおよびYが負う債務の内容

XおよびYが、Zに対し、所有者責任に基づく損害賠償債務を負うとした場合、それぞれ次のような内容の債務を負うと考えられる。

まず、信託財産である土地工作物について受託者が負う所有者責任については、限定責任信託である場合に受託者の固有財産を損害賠償債権の引当にできるかどうかということと関連して、信託法21条1項8号と9号のいずれに該当するかが議論されているが⁽¹⁰⁾、いずれに該当するとしても、土地工作物の所有者責任に係る債務は、信託財産責任負担債務であると考えられている。

また、前述のとおり、共同受託の信託にお

いて、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帯債務者とされる（信託法83条1項）。そして、受託者が「信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」（信託法21条1項8号）に係る債務、「信託事務の処理について生じた権利」（信託法21条1項9号）に係る債務は、いずれも、信託法83条1項の「信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に負担した債務」にあたと解されている⁽¹¹⁾。

上記のことからすれば、XおよびYがそれぞれ負う損害賠償債務は、信託財産責任負担債務であり、信託法83条1項に基づいて連帯債務になる。

② XおよびYが固有財産でZに賠償した場合の求償

土地工作物の所有者責任について、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、その者に対して求償権を行使することができる（民法717条3項）。したがって、XおよびYが固有財産からZに賠償した場合、損害の原因について他にその責任を負う者（例えば、前所有者である委託者兼受益者）がいるときには、その者に対して求償権を行使することができる。

また、そのような者がいない場合であっても、上記の前提から、Zが受けた損害についてXおよびYに過失はないため、XおよびYが固有財産からZに賠償した場合には、「受託者が信託事務を処理するために自己に過失なく損害を受けた場合」（信託法53条1項1号）に該当するものとして、信託財産から賠償を受けることができると考えられる⁽¹²⁾。

③ XおよびYが負う債務についての引当財産の範囲

上記①で検討したXおよびYが負う損害賠償債務のうち、Yが負う債務については、Yが職務分掌により不動産の維持・管理を行っているから、信託財産と固有財産の両方が引当財産になるとして問題ないと考えられる。

これに対して、Xが負う債務については、Xが職務分掌によりテナントの募集方針の決定、賃貸借契約締結の決定、および、受益権にかかる給付額の決定しか行っていないが、意図せず固有財産までが引当財産となってしまう。そこで、信託法83条2項本文を適用し、Xについて固有財産が引当財産となることを回避することができないかが問題となる。

ここで、共同受託者のある信託において、他の受託者の固有財産までが責任財産となる根拠を共同受託者の相互監視義務に求め、不法行為債務についても相互監視を根拠として信託法83条1項により連帯債務になるとしつつ、信託法83条2項ただし書きによって職務分掌の定めを第三者に対抗できない場合であっても、信託法83条2項本文の規律を適用するという解釈をとる場合には、行為していない受託者の固有財産は引当財産とならないと考えることができることになる。

しかし、まず、このような解釈は、信託法83条の条文の文言からは乖離する。また、仮に上記の解釈をとるとしても、土地工作物責任のように所有者であるがゆえに当然に負わされる責任については、相互監視といったことがそもそも観念しづらく、信託法83条2項本文を適用するとしても、「信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合において、ある受託者がその定めに従い信託事務を処理するに当たって第三者に対し債務を負

担した」とは言えないのではないかという疑問もある。したがって、信託法83条2項本文の適用について以上の解釈をとることは困難であると考ええる。

以上を踏まえると、想定事例のもとでは、行為していない受託者（X）の固有財産も引当財産となる可能性は高い⁽¹³⁾。

(4) 小 括

設例は「AおよびXは、XがAに対して忠実義務を負い、Aの意向に沿った財産管理が確実に行われるようにするため、家族であるXも受託者としてスキームに関与することを強く希望している。」ことを前提としているが、Xが受託者となる場合、不法行為責任が生じる場面にあつては、不動産の維持・管理に伴う責任を意図しない形でXが固有財産で負う可能性が高いといえる。

以上の検討を踏まえると、信託銀行としては、①Xが受託者となることには、実質的に不動産の維持・管理をしていないにもかかわらず、予想外と思われるリスクを伴うこと、②Aに対する義務を負わせるだけであれば、必ずしも共同受託者にする必要はなく、(1)XとAの間の委任契約で、テナントの募集方針の決定、賃貸借契約締結の決定、受益権にかかる給付額の決定を行う旨を定め、(2)AとYの間の信託契約で、これらの事項についてはYがXの指図に従うとすれば十分であると説得すべきであろう。

おわりに

今回は、受託者名義の預金口座に対する差押えが問題となる局面と職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担が問題となる

局面を取り上げた。財産の管理・承継を目的とする民事信託の中でも、特に個人が受託者となる場合、営業受託者が引き受ける信託とは異なる問題が顕在化することもありうる。引き続き、検討したいと考えている。

【注】

- (1) Bが複数の信託の受託者である場合には、異なる信託に属する債権ということもあるが、簡略化のため、以下では省略する。
- (2) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会『民事執行の実務【第4版】債権執行編（上）』119頁（金融財政事情研究会、2018年）。
- (3) 仮に、想定事例の場合と異なり、Cの債権が信託財産責任負担債務に係る債権である場合、Bとしては、差押命令に従いCに弁済することで何ら問題は生じない。
- (4) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』277頁（青林書院、2016年）。
- (5) 例えば、中務俊昌「取立命令と添付命令」『民事訴訟法講座 第4巻』1179頁（有斐閣、1955年）。ただし、現在の裁判実務においては、民事執行法上の差押禁止債権に対して発せられた差押命令であっても、その効力については「特に、民事執行法上の差押禁止債権のように、制度上、差押禁止債権の範囲変更が認められているものを想定すると、第三債務者に有効、無効の判断の負担を負わせるのは適当でなく、また、裁判である差押命令を当然に無効と認めるべきではないとの指摘もあることから、東京地裁民事執行センターにおいては、有効説に立った運用をしている」とされている（東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・前掲（注2）220頁-221頁）。
- (6) 中野＝下村・前掲（注4）277頁。
- (7) 道垣内弘人『信託法（現代民法別巻）』112頁（有斐閣、2017年）。
- (8) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』238頁注2（商事法務、2008年）。
- (9) 寺本・前掲（注8）238頁注5。
- (10) 道垣内弘人編著『条解信託法』104頁（弘文堂、2017年）[角紀代恵]、同書873頁以下[加毛明]など参照。
- (11) 道垣内編著・前掲（注10）443頁[道垣内]。これに対して、信託法83条1項にいう信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し負担した債務には不法行為債務は含まれないという説がある（新井

誠監修『コンメンタル信託法』278頁（ぎょうせい、2008年）〔鈴木正具＝伊藤正朗〕。しかし、文言上、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し負担した債務に不法行為債務が含まれないと読むことには無理があるし、信託法83条1項の連帯債務が信託法80条5項の代理権だけを根拠に基礎付けられるというわけではないと思われる。

- (12) 本文で述べたように信託財産から償還を受けることができるとするれば、信託財産の資力が不足している場合に備え、予め受益者Aと合意し、XがAから費用の償還を受けられるようにしていれば（信託法53

条2項、48条5項）、当該合意に基づいて償還を受けることができると考えられる（なお、道垣内編著・前掲（注10）882頁〔加毛〕参照）。

- (13) なお、受託者が固有財産で不法行為責任を負うとしても、一定の責任については保険による対処が可能であり、保険料の支払いは信託事務の処理に該当するため、保険料を信託財産から支払うことができるということが指摘されている（たとえば、橋本佳幸「信託における不法行為責任」信託法研究41号69頁注48（2016年）など）。